

半田市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)24年度 人件費率
25年度	人 119,292	千円 36,824,151	千円 1,428,298	千円 4,985,873	13.5%	15.3%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

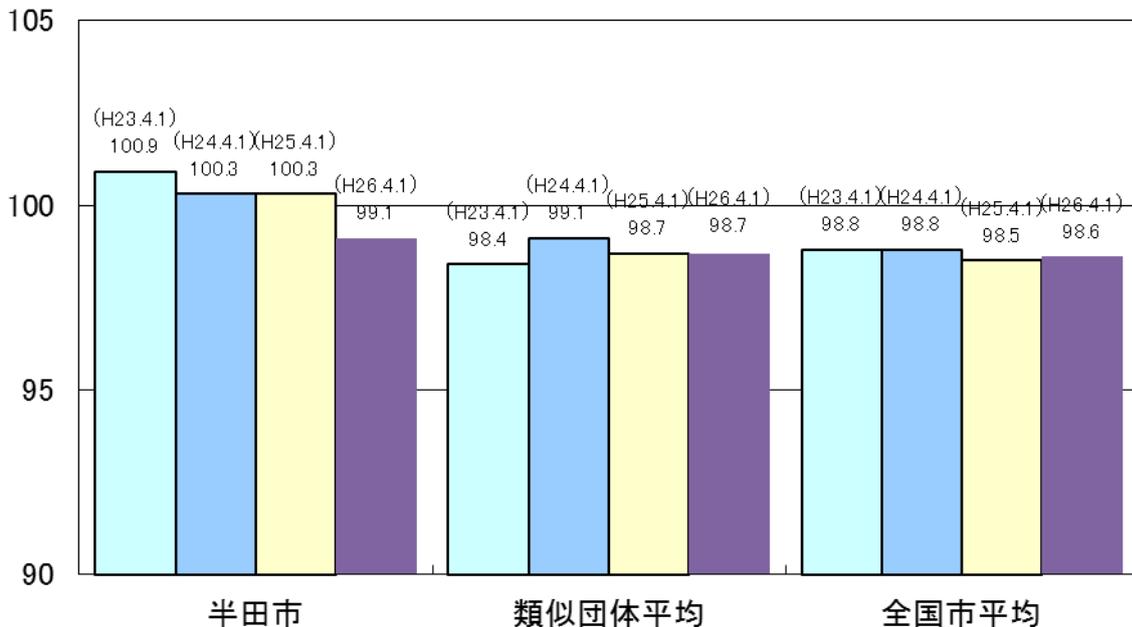
区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 643	千円 2,333,232	千円 366,894	千円 840,565	千円 3,540,691	千円 5,507	千円 6,021

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

る。

- 3 平成 24 年及び平成 25 年は、国家公務員の時限的な（2 年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の 2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定時期) 平成 27 年 4 月 1 日

(内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均 2%引下げ、若年層については、引下げを行わず、高年齢層については最大 4%引下げ。激変緩和のため、3 年間（平成 30 年 3 月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施

②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準 3%に対し、半田市においても 3%を支給

(実施時期) 従来と変更なし

③その他の見直し内容

単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施（平成 27 年 4 月 1 日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
半田市	41.5 歳	321,700 円	380,693 円	357,246 円
愛知県	42.4 歳	338,796 円	439,089 円	386,507 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.7 歳	325,549 円	402,261 円	366,377 円

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
半田市	52.1 歳	60 人	324,700 円	356,414 円	347,228 円	—	—	—	—
うち清掃員	50.4 歳	11 人	335,000 円	374,272 円	359,573 円	廃棄物処理	44.7	288,100	1.30
うち用務員	53.1 歳	18 人	335,000 円	370,878 円	362,844 円	用務員	54.3	199,300	1.86
愛知県	52.3 歳	367 人	340,384 円	394,294 円	375,731 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	49.3 歳	59 人	326,688 円	372,166 円	353,768 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
半田市	—	—	—
うち清掃員	5,933,964 円	3,939,100 円	1.51
うち用務員	5,898,636 円	2,747,000 円	2.15

※民間データは、賃金構造統計調査において公表されているデータを使用している（平成 23～25 年の 3 カ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針については後（14～15 頁）に記載している。

③教育職（幼稚園教諭）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
半田市	37.2 歳	282,227 円	313,834 円
愛知県	41.1 歳	365,987 円	421,471 円
類似団体	40.6 歳	308,485 円	352,606 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、〇年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額 (国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース (=時間外勤務手当等を除いたもの) で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (26年4月1日現在)

区 分		半田市	愛知県	国
一般行政職	大学卒	178,800円	182,200円	172,200円
	高校卒	144,500円	147,300円	140,100円
技能労務職	高校卒	144,500円	135,600円	—
	中学卒	135,600円	123,900円	—
教育職	大学卒	178,800円	203,500円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (26年4月1日現在)

区 分		経験年数 10年	経験年数 20年	経験年数 25年	経験年数 30年
一般行政職	大学卒	257,567円	358,424円	387,387円	400,287円
	高校卒	—	324,740円	348,325円	363,983円

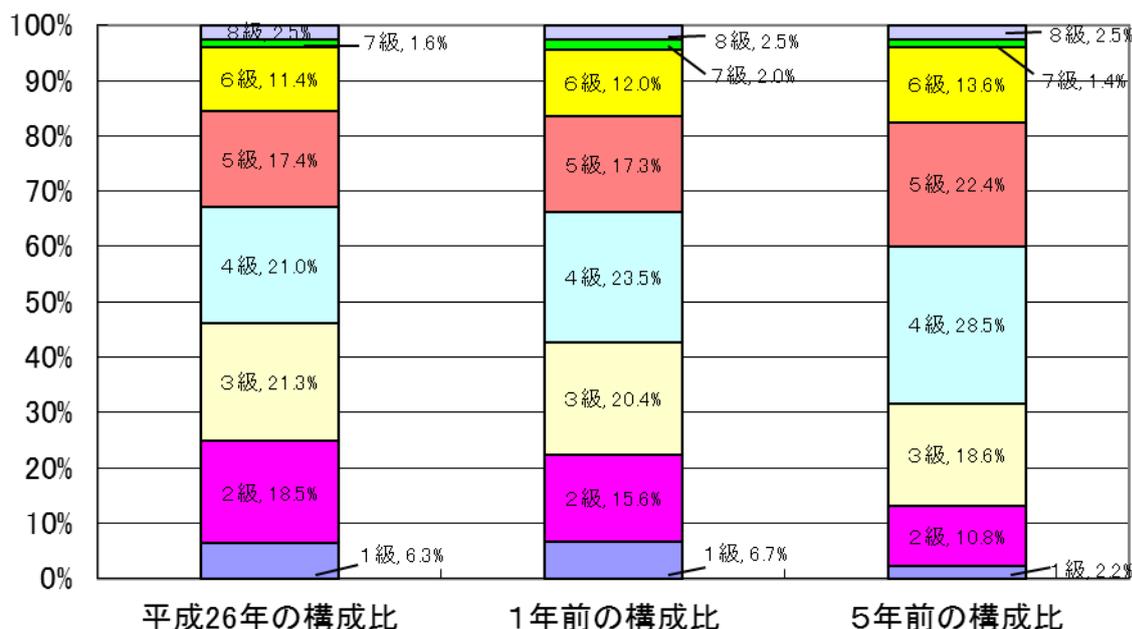
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (26年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8 級	部長	9人	2.5%	413,000円	478,200円
7 級	次長・監	6人	1.6%	366,200円	456,200円
6 級	課長・主幹	42人	11.4%	320,600円	425,200円
5 級	課長補佐・副主幹	64人	17.4%	289,200円	408,400円
4 級	主査	77人	21.0%	261,900円	393,300円
3 級	主事・技師	78人	21.3%	222,900円	358,100円
2 級	書記・技手	68人	18.5%	149,800円	307,800円
1 級	事務員・技術員	23人	6.3%	131,200円	243,700円

(注) 1 半田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事考課等に基づき、昇給幅（0～8号級）を決定している。

4 職員の手当の状況（※公営企業会計職員は除く）

(1) 期末手当・勤勉手当

半田市	愛知県	国
1人当たり平均支給額（25年度） 1,284千円	1人当たり平均支給額（25年度） 1,616千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～20% ・管理職加算 4～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成24年度より全職員に対し成績率の導入を行っている（平成20年度から管理職以上に成績率を導入）。

(2) 退職手当 (26年4月1日現在)

半田市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.58250月分	勤続25年	29.145月分	34.58250月分
勤続30年	36.105月分	42.41250月分	勤続30年	36.105月分	42.41250月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
1人当たり平均支給額	2,256千円	20,599千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)			235,942千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)			180,660円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
全地域	3%	1,283人	3%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			99.1 (99.1)

※半田病院医師の支給率は給料の15%

※半田病院助産師、看護師の支給率は給料の6%

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (26年4月1日現在)

支給実績 (平成25年度決算)		545,999千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)		983,782円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成25年度)		42.2%	
手当の種類		3種類	
名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
特殊	全職種	12月29日から翌年の1月3日まで勤務 (宿日直を含む)。ただし、4時間未満は2分の1とする。	日額3,000円
		時間外で緊急呼び出しによる業務	1,500円/回
	一般行政職	行旅病人処置業務	1,000円/件
		行旅死亡人処置業務	3,000円/件
	病院職場	病院で宿直業務	医師 12,800円/回 その他 9,700円/回
		病院で日直業務	医師 12,400円/回 その他 9,500円/回
病院医務局及び看護局職員の診療業務		診療収入の5/100以下	

		病院で助産師、看護師又は准看護師による深夜（午後10時から翌日午前5時まで）勤務 正規の勤務時間が深夜の全部を含む勤務	6,800円/回
		病院で助産師、看護師又は准看護師による深夜（午後10時から翌日午前5時まで）勤務 正規の勤務時間が深夜の一部を含む勤務	3,300円/回
		病院で緊急呼出による患者の処置業務 （2時間未満）	医師 9,000円/回 その他 6,300円/回
		病院で緊急呼出による患者の処置業務 （2時間以上）	医師 18,000円/回 その他 12,600円/回
		病院で医師による分娩業務	10,000円/件
危険	一般行政職	伝染病救治及び患者消毒業務	日額300円
不快	技能労務職	クリーンセンターにおいて、じん芥収集運搬業務	日額960円
		クリーンセンターにおいて、犬猫等の死骸処理業務	500円/匹

※病院職場は、医師・歯科医師職、薬剤師・医療技術職、助産師・看護師職等が含まれる。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	224,446千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	210千円
支給実績（24年度決算）	240,693千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	223千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （平成25年度決算）	平均支給年額 （平成25年度決算）
扶養手当	配偶者 13,000円/月 配偶者以外 6,500円/月（配偶者のない場合の1人目は11,000円、16歳から22歳までの子については、上記の額に5,000円を加算）	同じ	—	104,972千円	223,821円
住居手当	市有の建物に無料で居住している者以外 4,500円/月（同一世帯で1名）	異なる	12,000円を超える家賃の額に応じて、最高27,000円を支給	61,285千円	51,761円

通勤手当	・ 交通機関利用者は運賃相当額 (最高 50,000 円/月) ・ 自動車等利用者は距離に応じて支給 (最高 40,000 円/月)	異なる	自動車等 最高額 24,500 円	88,331 千円	68,633 円
管理職手当	146,400 円～43,600 円/月 ・ 部長 84,600 円以内/月 ・ 課長 62,300 円以内/月	異なる	46,300 円～ 139,300 円/ 月 (行政職 (一))	99,152 千円	708,229 円
休日勤務手当	祝日の勤務 1 時間当たり給与額の 135/100	同じ	—	42,788 千円	104,802 円
夜勤手当	午後 10 時から午前 5 時までの勤務 1 時間当たり給与額の 25/100	同じ	—	48,788 千円	155,872 円
宿日直手当	一般の宿日直 5,600 円/回 医師の当直 20,000 円/回 医師の常直 21,000 円/回	異なる	一般の宿日直 4,200 円	50,540 千円	358,440 円
単身赴任手当	100km 以上 300km 未満 29,000 円 300km 以上 500km 未満 35,000 円 500km 以上 700km 未満 41,000 円 700km 以上 900km 未満 47,000 円 900km 以上 1100km 未満 53,000 円 1100km 以上 1300km 未満 58,000 円 1300km 以上 1500km 未満 63,000 円 1500km 以上 68,000 円	同じ	—	846 千円	282,000 円

※支給職員 1 人当たり平均支給年額＝支給総額／支給対象職員数 (平成 25 年度に支給を受けた者の総数)

5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給料月額等	
給料	市長	996,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,063,000円 / 504,000円 876,000円 / 481,000円
	副市長	820,000円	
報酬	議長	534,000円	760,000円 / 420,100円
	副議長	485,000円	670,000円 / 366,600円
	議長員	450,000円	620,000円 / 338,800円
期末手当	市長	(25年度支給割合) 2.95月分 加算措置 45%	
	副市長	(25年度支給割合) 2.95月分 加算措置 45%	
退職手当	市長	(算定方式) 996,000円 × 在職月数 × 43 / 100	(1期の手当額) (支給時期) 20,557,440円 任期毎
	副市長	820,000円 × 在職月数 × 26 / 100	10,233,600円 任期毎

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成 25 年	平成 26 年			
普通 会計 部門	議 会	総務	6	6	0	人事業務の増、市民協働業務の充実、防災業務の充実 市民税業務の増、育休代替職員の配置 保育士欠員補充、育休代替職員の配置 保健師、栄養士欠員補充 <参考 H25. 4. 1 現在> 人口1万人当たり職員数 41.37人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 47.15人)
		総務	82	85	3	
	一 般 行 政 部 門	税務	39	41	2	
		民生	256	259	3	
		衛生	48	50	2	
		農水	7	7	0	
		労働	1	1	0	
		商工	11	11	0	
		土木	44	44	0	
		計	494	504	10	
教育部門	138	140	2	幼稚園クラス増		
小 計	632	644	12	<参考 H25. 4. 1 現在> 人口1万人当たり職員数 52.93人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 64.30人)		

公営企業等 会計部門	病院	584	606	22	医療体制の充実 料金業務民間委託による減 災害派遣増 民生社会福祉事務所への異動
	水道	14	13	△1	
下水道	15	16	1		
その他	39	38	△1		
小計	652	673	21		
合計		1,284 [1,378]	1,317 [1,378]	33 [0]	<参考 H25.4.1 現在> 人口1万人当たり職員数 107.52人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	6人	116人	172人	147人	138人	117人	148人	118人	130人	118人	99人	8人	1,317人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	516	512	509	501	494	504	△12	(△2.3%)
教育	152	152	143	139	138	140	△12	(△6.7%)
消防	0	0	0	0	0	0	0	
普通会計	668	664	652	640	632	644	△24	(△3.6%)
公営企業会計	640	639	649	662	652	673	33	(5.2%)
総合計	1,308	1,303	1,301	1,302	1,284	1,317	9	(0.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占め る職員給与費比率
25年度	1,810,161千円	165,627千円	139,554千円	7.7%	7.5%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
25年度	17人	千円 65,620	千円 15,975	千円 23,476	千円 105,071	千円 6,567	千円 6,123

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
半 田 市	48.4歳	376,000円	551,200円
市町村平均	45.0歳	342,822円	509,358円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

半田市		市町村平均	
1人当たり平均支給額 (25年度) 1,381千円		1人当たり平均支給額 (25年度) 1,456千円	
(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（26年4月1日現在）

半田市水道事業			半田市		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.58250月分	勤続25年	29.145月分	34.58250月分
勤続30年	36.105月分	42.41250月分	勤続30年	36.105月分	42.41250月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
1人当たり平均支給額	0千円	0千円	1人当たり平均支給額	2,256千円	20,599千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）			2,137千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）			125,718円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全地域	3%	17人	3%

エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		371千円
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）		24,706円
職員全体に占める手当支給職員の割合（24年度）		88.2%
手当の種類		2種類
手当の名称	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊	12月29日から翌年の1月3日まで勤務（宿日直を含む）。ただし、4時間未満は2分の1とする。	日額3,000円
	時間外で緊急呼出による業務	1回当たり1,500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	5,615千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	374千円
支給実績（24年度決算）	5,700千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	363千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円/月 配偶者以外 6,500 円/月（配偶者のない場合の1人目は11,000円、16歳から22歳までの子については、上記の額に5,000円を加算）	同じ	3,858 千円	321,500 円
住居手当	市有の建物に無料で居住している者以外 4,500 円/月 (同一世帯で1名)	同じ	756 千円	54,000 円
通勤手当	交通機関利用者は運賃相当額 (最高50,000円/月) 自動車等利用者は距離に応じ最高40,000円/月	同じ	1,476 千円	86,798 円
管理職手当	146,400 円～35,800 円/月 部長 84,600 円以内/月 課長 62,300 円以内/月	同じ	1,763 千円	881,400 円

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 27 年 3 月

1 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ（平成 26 年 4 月 1 日）

区 分	公務員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与 月額 (B)	
半田市	52.1 歳	60 人	324,700 円	356,414 円	347,228 円	—	—	—	—
うち清掃員	50.4 歳	11 人	335,000 円	374,272 円	359,573 円	廃棄物処理	44.7	288,100	1.30
うち用務員	53.1 歳	18 人	335,000 円	370,878 円	362,844 円	用務員	54.3	199,300	1.86
愛知県	52.3 歳	367 人	340,384 円	394,294 円	375,731 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	49.3 歳	59 人	326,688 円	372,166 円	353,768 円	—	—	—	—

※民間データは、賃金構造統計調査において公表されているデータを使用している（平成 23～25 年の 3 ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※「平均給与月額（A）」は、平成 26 年 4 月の支給実績で給料月額と扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、超過勤務手当など、月ごとに支払うこととされているすべての手当が含まれた額である。「平均給与月額（国ベース）」に含まれている手当は、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特勤勤務手当、初任給調整手当である。ただし、半田市においては寒冷地手当、特勤勤務手当、初任給調整手当の制度はない。

(2) 年齢別職員数（平成 26 年 4 月 1 日）

区 分	20 歳 未満	20 歳 ～ 23 歳	24 歳 ～ 27 歳	28 歳 ～ 31 歳	32 歳 ～ 35 歳	36 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 43 歳	44 歳 ～ 47 歳	48 歳 ～ 51 歳	52 歳 ～ 55 歳	56 歳 ～ 59 歳	60 歳 以上
半田市	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人	1 人	4 人	8 人	10 人	18 人	18 人	0 人
清掃員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	2 人	1 人	3 人	3 人	2 人	0 人
用務員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	3 人	2 人	5 人	7 人	0 人
その他	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人	1 人	4 人	5 人	10 人	9 人	0 人

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表適用

イ 諸手当

一般行政職に準じて支給

「半田市の給与・定員管理等について」4. 職員の手当の状況をご参照ください。

ウ 昇給基準

毎年4月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給（57歳を超える場合は2号給）を標準として昇給する。平成27年4月1日以降、57歳を超える場合、昇給はしない（標準の成績）。

2 基本的な考え方

技能労務職については、基本的には退職不補充とし、業務委託や臨時職員の活用を図る。
給与面に関しては、国、県、他市等の状況を注視し、適時改正等の判断を行う。

3 具体的な取組内容

清掃業務（昭和60年度～）、学校給食調理業務（平成17年度～）について民間委託を順次実施しており、退職不補充と併せ、職員数の削減を図っている。

4 その他

業務委託の実施と併せて、特殊勤務手当等の見直しも図っていく。